

金融経済教育推進機構に関する意見書

2023年（令和5年）11月27日

先物取引被害全国研究会
代表 平田元秀
事務局長 安田孝弘

当研究会は、商品先物取引その他のデリバティブ取引被害や詐欺的投資取引被害を被害者側代理人として取り扱う弁護士により構成され、こうした被害の予防及び救済の実現を目的として活動する団体である。このたび金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月20日成立、以下「改正法」という。）により創設される金融経済教育推進機構（以下「機構」という。）の設立及び運営に関し、こうした被害の予防の観点から、下記の通り意見を述べる。

記

1. 機構の人的体制及び認定アドバイザーの仕組みの構築について

- (1) 機構は、金融庁の公表する市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の述べる「金融リテラシーの向上」と、政府の公表する「資産所得倍増プラン」に貢献するという観点から創設されるものと位置づけられており、機構の組織には、日本銀行の金融広報中央委員会の機能を移管・承継するほか、全国銀行協会や日本証券業協会等の民間団体の活動内容を可能な限り集約し、事業費も、これら組織・団体の事業費を集約することが予定されている。この現状では、政府の「資産所得倍増プラン」で示した「貯蓄から投資へのシフト」が強調される結果、投資推進に偏った制度運用となり、結果として、リスクの高い取引に国民が誘引される結果となることが懸念される。
- (2) とくに、機構の創設を含む政府の「資産所得倍増プラン」の策定に影響を与えたとされる、日本証券業協会公表の「資産所得倍増プランへの提言」には、商品先物取引やFX取引を含むデリバティブ取引を「個人的投資家のリ

リスク許容度が高まり、リスクマネー供給に資する」「個人投資家の安定的収益の確保に役立ち、個人の資産形成に資する」ものとして推奨すべきことが謳われている。しかし、機構の下で行われる金融経済教育が、このように個人へのデリバティブ取引推進の立場から行われるならば、顧客の意向と実情に沿わないハイリスクなデリバティブ取引、あるいはデリバティブ取引まがいの詐欺的取引に対し、抵抗感なく誘引される市民が増加するような結果となることが、強く危惧される。

- (3) 従って、機構の創設に当たり、どのような立場の者が、発起人、機構への政府以外の出資者、理事長、監事、運営委員会委員、理事となるのか、具体的な職員の数や派遣・出向元の態勢、業務の委託先等の具体的な組織及び運営の体制整備はどうなるのかの点は、極めて重要な点であるところ、これらの体制整備に当たっては、機構の推進する国民的規模での金融経済教育が、投資推進に偏った制度運用とならないようにするため、全国銀行協会や日本証券業協会等の、投資を推進することに利害を有する業界団体ではなく、これまで金融広報中央委員会を運営してきた日本銀行に大きな役割を持たせる等、機構の中立性を害することのない体制が構築されるべきである。
- (4) また、政府の構想では、機構が認定するアドバイザーが、「顧客の立場に立ったアドバイザー」として、学校や企業等を対象に出張事業やセミナーを幅広く実施するとともに、個人に対する個別相談に応じる予定となっているところ、上記と同様の観点から、機構がアドバイザーを認定するに当たり、認定アドバイザーと業界団体との間に利害関係が生じたり、認定アドバイザーと金融経済教育を受ける者又は相談する個人との間に、利害相反が生じない仕組みとするべきである。

2. 機構の業務について

- (1) 近年、暗号資産、FX取引等の金融商品を装った無登録営業による被害、ファンドへの出資等を名目としたポンジ・スキーム等の詐欺的な投資勧誘による被害、脱法的なマルチ商法による被害等が多数生じている現状がある。

さらに近時は、デジタル化の進展に伴い、一般人がデジタル上の広告・情報に簡単にアクセスできるようになったことから、SNS等のデジタルツー

ルを通じて悪質業者から勧誘を受け、取引被害にあうというケースが激増している。さらには、金融デリバティブ市場においても、「くりっく株365」や「くりっく365」の取引において、個人顧客が過当取引被害に遭うケースが継続的に発生しており、また、商品先物取引においても、デジタルツールにアクセスしてきた個人に対する投資セミナーへの勧誘を通じるなどして、依然として継続的に被害が発生しているのが現状である。

(2) 政府は、機構が金融経済教育を推進していくにあたり、資産形成に関する教育にも力を入れていく一方で、消費者教育の視点を重視し、詐欺的な投資勧誘等の金融トラブルに遭わないための教育等にも、バランス良く取り組んで行くとしているところであるが、機構が進める教育・助言等の活動においては、衆議院財務金融委員会の付帯決議も踏まえ、利益が見込めると謳う投資等取引に対する批判的かつ多角的な判断力を涵養することを支援するとともに、こうした悪質取引被害の防止に必要な知識・情報や助言を、消費者庁を始めとする関係機関と緊密に連携しつつ、デジタル技術を積極的に利活用しながら、適時・適切に提供する仕組みを整えることに、最大限注力すべきである。

(3) また、特に当研究会の立場から強調しておきたいが、商品先物取引その他の投機取引は、国民にとって、自らの生活設計の中で、どのように資産形成をしていくかを考慮すれば、一生、これを行う必要など認められないという者がほとんどであると考えられる。そこで、商品先物取引その他の投機取引が機構の学校や企業等への講座展開の中で紹介される場合は、被害防止の観点から、被害実態、悪質業者の手口の紹介などが行われるべきであって、間違っても、将来の参加を考えての情報提供の趣旨となることのないよう、業務方法の規制が行われるべきである。

以 上